



日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>

市会議員
 岩井 友子 ☎438-8647 事務所☎429-2160
 金沢 和子 ☎422-5278
 坂井 洋介 ☎404-2039
 佐藤 重雄 ☎432-9872
 関根 和子 ☎447-0557 事務所☎440-7950
 中沢 学 ☎493-8140
 松崎 さち ☎090-6156-8592
 渡辺 ゆう子 ☎462-7273

財政が厳しいから市の施設を減らす?

——公共施設等総合管理計画

現在国は、「人口急増期に建設された公共施設の多くが今後建替え時期を迎えるのでその費用の削減が必要」と、地方自治体に「公共施設等総合管理計画」をつくるよう求めています。統廃合や民間活力の導入などで、施設総量を抑制する具体的な数値目標を立てる「計画」です。すでに「計画」をつくったところでは、40年間で総延床面積の20%以上を削減（北九州市）など、施設総量を減らす目標をたてています。

船橋市でもこの方針を受け、学校や公民館、スポーツ施設等々全ての公共施設の維持管理や建替え等の計画を来年3月までにつくる予定です。

市は、「現在の施設を維持していく」と言いながら、「民間活用で施設を保有しなれば維持管理費が軽減できる。どのような施設が民間活用できるのか検討中」などと答弁しました。日本共産党は、「住民福祉の向上の立場で公共施設を充足させ維持していく」市の姿勢を求め、「延べ床面積総量の何%を減らすなど、乱暴な計画を立てないよう」求めました。

無駄づかいやめ、住民福祉向上を

市は、老朽化した全ての施設を建替えると、今後44年間で541億円が必要になり、財源が不足するとし

ています。

しかしその一方で、今後、海老川上流域の開発で約78億円、東葉高速鉄道の新駅に約50億円等々、多額の税金を投入する計画をすすめるようとしています。「財政が厳しい」なら、このような計画は見直すべきです。

また、小中学校や保育園、保健所など公共施設の整備財源はそもそも国に責任があるものです。公共施設の建設や建替え、維持管理への国庫負担を減らしてきた国の姿勢こそが問われます。

子育てやくらしに必要な公共施設をそれぞれの地域にどう整備し、維持していくのか、人々が住み続けていくために公共施設はどうあるべきかを住民とともに考え、計画していくことが大切です。

住民福祉切り捨ての国政いいなりの計画を推進する市政の転換に引き続き力を尽くします。

人権侵害の資産調査は中止を

生活保護制度について質しました

厚生労働省は昨年4月から生活保護利用者に対して、年1回、現金・預金・動産・不動産などの資産調査を始めました。

船橋市では資産調査にあたって2ヶ月分を記載した上で、預金通帳のコピーの提出まで利用者に求めています。「私生活を見られ、握られているような嫌な気持ちになる」「土足で入り込まれる気分」など、利用者は不快感を訴えています。

安倍政権のもとで、生活保護利用者の暮らしは厳しくなっています。消費税増税やアベノミクスの影響で物価は上がっているのに、生活保護費は削減されているからです。

2013年からは、食費・水光熱費などにあてる生活扶助費を3年間で約670億円カットする過去最大の削減を強行しました。

さらに同年末には、出費の多

預金通帳のコピーの提出は

プライバシーの侵害

議会で「通帳提出を求めるのはプライバシーの侵害。やめるべきだ」と市に質しました。福祉サービス部長は「例えば多額の貯金がある場合、累積金なのか一時的な収入なのかを判断するためだ」と拒否しましたが、

市川市では通帳のコピーの提出を一律に求めています。

い年末年始のために支給される「期末一時扶助」も約70億円削減。昨年7月からは、アパートの家賃として支給される住宅扶助費を3年かけて約190億円削減中です。

加えて年一回の資産調査の開始です。国による生活保護利用者への陰湿な「いじめ」と言われても仕方ありません。

また、生活保護制度では冠婚葬祭の祝い金や香典、家電の買い替え費用などは支給されません。そのため保護費の貯蓄も

「健康で文化的な最低限度の生活」の維持には必要になります。しかし、今回の資産調査は、それさえ悪いことかのような印象を抱かせます。

年一回の資産調査には法的根拠がなく、強要は違法だという指摘があります。

議会で市に「人権侵害の資産調査はやめるよう国に言うべきだ」と質しました。市側は「法令に基づいて適切にやっている」と拒否しました。

生活保護バスシングに乗った利用者への嫌がらせは、本来、保護を受ける権利があるのに使っていない方々への牽制にもなります。貧困が広がる中、安心して使える生活保護制度にしなければなりません。

日本共産党船橋市議団主催

無料 法律相談

10月13日(木)
11月16日(水)
12月8日(木)

弁護士が相談を受けます
労働相談も受けています
会場：中央公民館
時間：午後1時～4時
要予約 ☎436-3030